議第177号

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「第11条第2項に規定する」を「第11条第1項の規定により置く」に、「専任する」を「担当する」に改め、同条第2項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第12条に次の1項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項第5号に規定する浄化槽管理士に対し、第3条第2項 の登録の有効期間内に1回以上、浄化槽の保守点検に関する知識および技能の向上を図るため の研修であつて、知事が指定するものを受けさせなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項または 第3項の登録を受けている者については、当該登録の有効期間の満了の日までは、改正後の第 12条第4項の規定は、適用しない。